



蜜蜂飼育届の提出

はお済みですか？



蜜蜂の飼育を行う者は、養蜂振興法第3条第1項及び養蜂振興法施行規則第1条第1項に基づき、毎年1月31日までに、住所地を管轄する都道府県知事に届け出ることとされています。

飼育目的や群数、蜜蜂の種類（日本・西洋）にかかわらず、届出が必要です。

ただし、届出が不要な場合もあります。ご不明な場合は、畜産課までご相談ください。

（届出が不要な例）

・農作物等の花粉受精の用に供するために短期間蜜蜂を飼育し、蜂蜜等を販売しない場合 等

お知らせにも
お声かけお願いします！

届出方法及び届出先

①紙による届出

・様式はこちらから（山梨県畜産課HP）

<https://www.pref.yamanashi.jp/chikusan/youhouosirase.html>

・提出先：〒400-8501甲府市丸の内1-6-1

山梨県農政部畜産課 畜産振興担当

②電子申請による届出

・やまなし申請・予約ポータルサイト（やまなしくらしねっと）から届出を行ってください。

<https://s-kantan.jp/pref-yamanashi-u/>

※電子申請には連絡が取れるメールアドレスが必要です。

届出内容及び期限

飼育状況、飼育計画等を**1月31日までに**



※届出に記載された情報は、蜂群の適正配置、防疫対策、農薬散布による蜜蜂被害の防止など養蜂振興に必要な範囲において関係者への情報提供に利用します。

届出の際の注意事項

- ・ **初めて飼育する場合や新たな場所で飼育を計画する場合は、周辺に既存の蜜蜂飼育者がいないかの確認をお願いします。** 近隣に蜜蜂飼育者がいる場合、疾病のまん延防止や蜜源の競合を防ぐため、当事者間で事前調整を行ってください。近隣の飼育情報が不明の場合には、畜産課までお問い合わせください。
- ・ **また、蜜蜂が人畜に危害を与えることのないよう、巣箱の設置場所には十分注意してください。**
- ・ 飼育届記載事項（飼育場所、群数、期間等）に変更が生じた場合は、変更があった日から1ヶ月以内に変更届を提出してください。

転飼について

- ・ 県を跨いで、蜜蜂を移動する場合は、「腐蛆病検査証明書」が必要です。詳しくは家畜保健衛生所へお問い合わせください。
- ・ また、他県から採蜜や越冬のため、**山梨県へ転飼するには、蜜蜂転飼許可申請が必要です。** 詳しくは畜産課までご相談ください。

腐蛆病について

- ・ 腐蛆病菌により、蜜蜂の幼虫（蛆）が腐る病気で、家畜伝染病予防法の法定伝染病に指定されています。
- ・ **腐蛆病は治療法がなく、発生蜂群は、汚染物品として家畜伝染病予防法に基づき、焼却・埋却する必要があります。**
- ・ 山梨県では発生を早期に発見するために、反復利用可能な蜂房を利用して飼育している蜜蜂（日本蜜蜂含む）を対象に家畜伝染病予防法第5条に基づく検査を行なっています。

窓口

住所

電話

FAX

| | | | |
|----------------------------|----------------------|--------------|--------------|
| （届出窓口） 山梨県農政部畜産課 畜産振興担当 | 〒400-8501甲府市丸の内1-6-1 | 055-223-1607 | 055-223-1609 |
|----------------------------|----------------------|--------------|--------------|

| | | | |
|---------------------------|-------------------------|--------------|--------------|
| （その他相談窓口） 山梨県東部家畜保健衛生所 | 〒406-0034笛吹市石和町唐柏1000-1 | 055-262-3166 | 055-262-3108 |
|---------------------------|-------------------------|--------------|--------------|